

【山梨県自動車税事務所からのお知らせ】

**継続検査用の納税証明書について**

県域を越える変更登録または移転登録後、次年度分の自動車税の納期限までの間に継続検査を受ける必要がある場合は、転出前の都道府県の継続検査用の納税証明書（移転登録の場合は前の所有者の納税証明書）が必要となります。

なお、詳細につきましては平成17年12月号の会報巻末資料をご覧下さい。